

任意後見制度に関する補充的検討

(前注) 本資料は、任意後見制度に関するいくつかの検討項目について、補充的な検討を行うものである。検討項目につき特定の説に関して検討を行う場合もあるが、飽くまで技術的な整理を試みるものである。民法（成年後見等関係）等の改正については、現在、中間試案についてパブリック・コメントの手続が行われているところであり、中間試案に記載した特定の案を勧める意図ではない点に留意されたい。

(説明)

1 問題の所在

中間試案においては、任意後見制度において複数の論点について考え方を整理し、複数の案を提示しているが、中間試案の（注）に記載したものについては、部会において議論はされていたものの、要件や手続等の技術的に未整理なものがあつたことなどから、引き続き検討するものとしているものが複数ある。そこで、いくつかの論点についてとりあげた上で、技術的な整理を試みるものである。なお、中間試案においてとりあげていない点についても、必要に応じて整理を行うものである。

2 任意後見人と成年後見人等の権限の調整の規律

(1) 総論

部会において、任意後見制度と法定後見制度の併存を認めるべきとの意見が出された。また、仮に両制度の併存を認めた場合において、任意後見人と成年後見人等の権限を調整する規律を設けるべきとの意見が出された。

このような意見を踏まえ、中間試案の第6の1（注）には次の記載がされている。

（注）【乙案】を前提として、任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合に、例えば、相当と認めるとき等を要件として、家庭裁判所は、任意後見人の権限を停止することができる旨の規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

任意後見人と成年後見人等の権限の重複がある場合として、例えば、次の2つの場面が考えられるように思われる。

①任意後見人に現行法の解任事由まではないものの、特定の権限を行使させることが相当でない場面

②任意後見人に何らかの問題があるわけではなく、例えば、任意後見人に預貯金に関する取引に関する代理権が委託されていたところ、本人を相続人とする遺産分割を要する状況が発生したので法定後見制度によって成年後見人等に遺産分割に関する事項（付随する預貯金の管理その他付随する一切の行為を含む。）の代理権が付与された場合のように任意後見人も成年後見人等もそれぞれ自身の事務を行うために必要な範囲で預貯金に関する取引をすることができるとすることが必要であると考えられ、権限の重複があり、いずれかが優劣する関係にはない場面

そこで、仮に両者の権限の調整の規律を設ける場合の要件や手続等について整理する。

(2) 現行法の規律

現行法においては、任意後見制度と法定後見制度の併存が認められていないため、併存したことを前提とした権限の調整に関する規律はない。

(3) 任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合の権限の調整

ア 任意後見人と成年後見人等の権限を調整する方法

部会においては、任意後見人と成年後見人等の権限を調整する方法として、任意後見人の事務の一部の停止、任意後見人の一部の解任、任意後見契約の一部の解除の方法が出された。

イ 制度の法的な整理

(ア) 一部の解任

一部の解任とは、任意後見契約に基づき任意後見人に委託された事務の一部について解任する仕組みであると考えられる。

また、解任とは、その任を解くことであるから、通常は、任意後見人であるとの任を解くことを意味する概念であると考えられ、「一部の解任」という概念を想定することができるのかを整理する必要がある。

なお、一部の解任がされた後、法定後見制度について必要性が無くなったとして法定後見制度が終了したとしても、一部の解任がされた事務については、任意後見人の権限が復活することにはならないと思われるので、任意後見人にその事務について委託したい場合については、新たに任意後見契約を締結することが必要となる。

また、現行法では、任意後見人の解任については、職権によることはできないことから、職権による権限の調整をすることはできない

ことになると思われる。

(イ) 一部の停止

任意後見人の一部の解任の審判を本案としてその審判の申立てをしていることを前提に、その一部の解任の審判が効力を生ずるまでの間、当該一部の職務の執行の停止を命ずる保全処分として構成する場合には、(ア)と同様に、「一部の解任」という概念を想定することができるのか整理する必要がある。

次に、保全処分ではない審判として、任意後見人の一部の職務の停止を命ずる審判をする考え方が出されているように思われる。

保全処分を前提としない考え方については、「一部の解任」という概念の問題は生じない。また、解任を前提としないため、現行法の解任の規律を前提としても、家庭裁判所が職権で行うことができることになると思われる。

(ロ) 一部の解除

任意後見契約により委託した事務の一部について、解除する方法である。

一般に、契約が可分である場合には、その可分である契約の一部の解除をすることは可能であると解されている（債務不履行解除において要件を満たす場合に契約の一部の解除が可能であることについては民法第542条第2項に明文の規定がある。）。

もっとも、任意後見人又は本人からの解除の意思表示が必要となるので、(ア)と同様に職権による権限の調整はできないことになる。

ウ 要件

(ア) 一部の解任

一部の解任も解任の一種であることからすれば、委託された事務の一部について、解任事由である「不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるとき」（任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）第8条）が要件となると思われる。基本的には、任意後見人の権限濫用、管理失当（財産の管理方法が不適当であること）、任務怠慢など任意後見人側の事情を主に考慮することになる。②の場面では、上記の要件を満たさないことになり、一部の解任の方法により権限の調整はできないと思われる。

(イ) 一部の停止

部会においては、①の場面を前提に、権限の一部の停止について、当該代理権を任意後見人が行使することが相当でないことを要件とすべきとの意見があった。また、①の場面を前提にすると、解任事由

である「不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるとき」(任意後見契約法第8条)を要件とすることも考えられる。

次に、②の場面については、任意後見人に問題があるわけではないことから、例えば、任意後見契約法第10条第1項を参考に「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」の要件を設定することが考えられる。

以上を踏まえ、任意後見人の権限の停止が、どのような場面を念頭において規律を設けることとするのかについて整理をしつつ、要件を検討することが考えられるように思われる。

(り) 一部の解除

後記の一部の解除について検討するものと同様の要件になると考えられる。①及び②の両方の場面において、用いることが可能である。

3 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加

(1) 総論

部会での意見を踏まえると、任意後見契約の事務を追加する方法として任意後見契約の変更の方法について、任意後見契約の委託する事務を消滅する方法として任意後見契約の変更と任意後見契約の一部の解除の方法について検討することが考えられる。

なお、中間試案の第7の1(2)(注1)及び(注2)には次の記載がされている。

(注1) 任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(注2) 任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする(追加する)旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

そこで、任意後見契約の変更及び一部解除について、制度の概念、要件、手続について整理を試みる。

(2) 現行法の規律等

現行法においては、任意後見契約の変更に関する規律や任意後見契約の一部解除に関する規律は設けられていない。

代理権の範囲を変更しようとする場合には、①代理権を行うべき事務の範囲を拡張するときは、既存の任意後見契約を全部解除して、新たに拡

張した代理権を含めて任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること、②代理権を行うべき事務の範囲を減少するときは、任意後見契約の一部解除が許されないので、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること、③代理権の行使方法（単独行使・共同行使、本人又は第三者の同意の要否等）を変更するときは、既存の任意後見契約を全部解除した上で新規の任意後見契約の公正証書を作成すること、④代理権を行うべき事務以外の事項（例えば、報酬の額等）を変更するときは、その変更を内容とする契約の公正証書を作成することが必要となる。

(3) 任意後見契約の一部の解除

ア 任意後見契約の一部の解除とは、任意後見受任者（任意後見人）の代理権のうち一部の代理権について消滅させるものを意味するものと考えられる。

イ 一部の解除の要件は、現行法の解除（全部解除）と異なる要件とする必要はないと考えられる。すなわち、任意後見監督人の選任前であれば公証人の認証を受けた書面によるとの手続的要件が必要となり、任意後見監督人の選任後であれば、「正当な事由」との実体的要件と家庭裁判所の許可との手続的要件が必要となる（任意後見契約法第9条）。

ウ また、一部の解除の方法を許容する場合には、一部の解除がされたことや一部の解除がされた後に本人が任意後見受任者（任意後見人）に委託している事務の内容について、適切に登記をすることが可能であるのかの観点からもどのように登記をするのかについても整理して、検討を進める必要があるように思われる。

(4) 当事者の合意による事務の委託の追加

ア 契約の内容の変更は、当事者の合意によって行うことができるのが原則である。

他方、任意後見契約は、公正証書によるものとされており（任意後見契約法第3条）、公正証書はその方式が厳格に定められている。そのことを踏まえ、現行法での実務においては、任意後見人（任意後見受任者）の代理権の範囲を拡張する場合には、既存の任意後見契約を全部解除して、新たに拡張した代理権を含めて任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持した上で、追加的にもう一通の任意後見契約の公正証書を作成することとされている。

なお、立案担当者によれば、任意後見人の代理権の内容（授權事項等）に変更を加えない限り、報酬額の変更等、それ以外の事項の変更は、任

意後見監督人の選任の前後を問わず、随時、変更契約の公正証書の作成によりすることができるものと解されると説明されている。

イ 仮に任意後見契約の内容の変更も公正証書によることが必要である
とすると、具体的にどのような公正証書が作成されることとなるのか
を整理しつつ、任意後見契約で合意した代理権の内容の変更の公正証
書を作成する取扱いを認めることによってどのような点を技術的に解
消することができるのかについて明確にしておくことが有用であると思
われる。すなわち、前記の現行法での実務において行われている追加
的に任意後見契約の公正証書を作成することと、任意後見契約で合意
した代理権の内容の変更を許容することによって、どのような点が
異なるのかを整理することが必要であると考えられる。

また、任意後見契約で合意した代理権の内容の変更を許容する場合
には、任意後見契約について任意後見監督人の選任がされた後に代理
権の内容の変更を許容するの可否についても整理が必要である。そ
の上で、仮に、任意後見監督人の選任がされた後に代理権の内容の変更
を許容するときには、変更後の任意後見契約が全体について当然に発
効することになるのか、それとも何らかの裁判手続が必要になるのか
整理する必要がある。この点については、当該変更によって任意後見人
の事務の範囲が変更され任意後見監督人や家庭裁判所の監督の範囲が
変更されることや取引の相手方との関係では代理権の範囲が登記によ
って公示されている必要があると思われることからすれば、何らかの
手続が必要となると思われる。

なお、任意後見契約で合意した代理権の内容の変更について具体的
にどのような公正証書が作成されることとなるのかとの整理を踏まえ
つつ、公証人法には、公正証書の変更という規律が設けられていないこ
とから、他の公正証書の作成実務上の取扱い等も踏まえて検討する必
要があると思われる。

4 任意後見契約の一部の発効

(1) 総論

部会においては、任意後見契約の一部の事務を（段階的に）発効させる
ことができるようにすべきではないかとの意見が出されている。

このような意見を踏まえ、中間試案の第7の1(3)(注)には次の記載
がされている。

(注) 任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効さ

せることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

仮に、任意後見契約の一部の事務を（段階的に）発効させることを認める場合について、請求できるのは本人のみか、意見聴取は誰にする必要があるのか、医学的な意見は必要か、登記のあり方等の手続等について技術的な整理をする。

(2) 現行法の規律等

現行法においては、一つの任意後見契約の内容となっている代理権目録記載の代理権が一括して付与されることになり、その一部が（段階的に）発効することは認められていない。

(3) 一部の発効の要件等

ア 一部の発効の要件（手続的要件）として、本人が任意後見契約の発効に必要な裁判手続の申立て（現行法では任意後見監督人の選任の申立て）をすることができる手続行為能力、意思能力を有する場合には、任意後見契約の発効を本人からの請求がある場合に限ることとし、本人が請求した代理権の範囲で家庭裁判所が審判をするとの考え方があり得る。

そして、本人が任意後見契約の発効の申立てをすることができない場合には、配偶者、任意後見受任者等の申立権者が全体について任意後見契約の発効の請求をすることになると思われる。

もともと、このような規律については、適時に任意後見契約の発効の裁判手続がされていないとの指摘への対応との関係を整理する必要があると思われる。

また、本人以外の申立権者による申立てにおいては、家庭裁判所が本人に手続行為能力がないことを認定する必要が生ずることとなる。

イ 次に、任意後見契約の発効に必要な裁判手続の申立ての申立権者を現行法が前提とする本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者としつつ、本人の請求による場合や本人以外の申立権者からの請求がある場合において本人が申立てがされた対象の代理権のみの発効に同意したとき（例えば、1 から 3 までの代理権を委託する任意後見契約について、任意後見受任者から 1 及び 2 の代理権について任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがあり、本人が 1 及び 2 の代理権の発効について同意するとともに、3 の代理権を発効させないことについて同意したとき）に、任意後見契約の一部の発効を可能とする考え方もあり得る。

そして本人の同意能力がない場合には、任意後見契約の一部を発効させることはできないこととなり、任意後見契約の全体について効力を生じさせることになると思われる。

ウ 仮に一部の発効を認める場合には、その一部が発効したときの残部の発効を更に請求するときの手續については、医学的な意見が必要であるのか等について整理する必要がある。

(4) 登記

任意後見契約の一部の発効を許容するとしても、発効した代理権と発効していない代理権が分かるように代理権の範囲については、後見登記に係る証明書によって分かるようにしておく必要があると思われる。

5 予備的な任意後見受任者

(1) 総論

予備的な任意後見受任者の定めを許容する場合の契約の当事者、発効手續や登記等について技術的な整理をする。

(2) 現行法の規律等

現行法では、任意後見契約の効力発生の停止条件を任意後見監督人が選任された時以外とする特約が付加された場合には、任意後見契約の要件に適合せず、無効となると考えられる（任意後見契約法第2条第1号参照）。

また、後見登記に関しては、複数の任意後見受任者について、主たる任意後見受任者と予備的な任意後見受任者という順序を付ける登記を可能とする規定は設けられていない。

なお、後見登記等のファイルの記録は、後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）の登記については後見等の開始の審判ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成することとされている（後見登記法第6条）。

(3) 予備的な任意後見受任者の当事者、発効手續等

ア 予備的な任意後見受任者の定めをする場合に、契約の当事者（誰と誰との間で順位についての合意をするのか）について整理する必要がある。どの順位についてまで許容するのかについても整理する必要があるように思われるが、予備的な任意後見受任者の契約について全員との間で合意が必要であるとする、一般的には、それほど多くの者の間で合意が成立することは考えにくく、当事者に委ねることで問題ないようにも思われる。

なお、現行法での実務において、数人の任意後見人が共同して代理権

を行うべき事務が定められる場合には、数人の任意後見人があっても契約内容が不可分一体であり、契約としては1個であると考えられている。そのことを踏まえると、本人、任意後見受任者、予備的な任意後見受任者の全員で合意をする場合には、契約としては1個であると考え

5

イ その上で、予備的な任意後見受任者が代理権を有するとして事務を開始するための要件についても整理する必要がある。

この点については、先順位の任意後見受任者が死亡したことを要件にすることが考えられる。

10

他方で、先順位の任意後見受任者が死亡していることに加え、職務をすることができないことも要件にすることも考えられるが、職務をすることができないこと、すわなち、欠格事由に該当することが、どの時点で該当している必要があるのかについても整理する必要がある。

ウ 次に、予備的な任意後見受任者が事務を行うに当たって、改めて任意後見監督人の選任を必要とするのかについても整理する必要があるように思われる。予備的な任意後見受任者のために改めて任意後見監督人の選任がされることによって事務を行うことができるとの考え方と先行する任意後見受任者（任意後見人）についての任意後見監督人が後行する任意後見契約の任意後見監督人にそのまま選任されるとの考え

15

20

なお、後者の考え方を前提とすると、先行する任意後見受任者（任意後見人）についての任意後見監督人が予備的な任意後見受任者との関係で欠格事由に該当する場合には、解任及び新たな選任の手続をとることで対応することも考えられるように思われる。

25

(4) 登記

実体法において予備的な任意後見受任者の定めを許容する規律を設ける場合には、予備的な任意後見受任者を定める契約がされた時点において、その旨の登記をすることとなるように思われる。なお、仮に予備的な任意後見受任者の順位について特段制限を設けない場合には、登記すべき任意後見受任者の数が増えることが考えられるが、登記手続との関係で念のため検討する必要があると思われる。

30

6 任意後見の終了事由

(1) 総論

35

任意後見契約の終了事由に関して、既に扱った任意後見契約の任意後見契約の一部解除以外について整理する。また、任意後見契約の終了事由

について明記すべきであるとの意見も出されている。

なお、中間試案の第7の2（注2）及び（注3）には次の記載がされている。

（注2）任意後見契約の解除の要件に関して、〔契約締結から一定期間を経過した後は〕任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができることとするとの考え方がある。

（注3）法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。

（2）現行法の規律等

現行法においては、任意後見契約の終了事由について、任意後見契約の解除（任意後見契約法第9条）、任意後見人の解任（任意後見契約法第8条）及び法定後見制度の開始による終了（任意後見契約法第10条第3項）の規律が定められている。また、任意後見契約は委任契約の一種であるため、委任者又は受任者の死亡によって、契約が終了するとされている（民法第653条）。

（3）任意後見のその他終了事由

ア 解除

任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく任意後見契約を解除することができるとの意見が出され、その中では、一定の期間が経過した後は、家庭裁判所の許可なく解除することができるとの意見があった。また、任意後見人からの解除についての家庭裁判所の許可も緩やかに認めるべきであるとの意見が出されているように思われる。

任意後見制度は、法定後見制度よりも本人の意思を尊重することができる制度であることからすれば、少なくとも法定後見制度と同程度に終了することができる制度とすべきと考えることもできる。例えば、法定後見に係る期間と同じ期間とすることが考えられる。

イ 有効期間

任意後見制度が本人の意思を尊重することができる制度であるが、その意思は、時間の経過によって変わることがあり得るものである。

部会においては、任意後見契約を締結した際には有していた意思（当初の意思）にどこまで拘束されるのが適当であるのかという観点から検討する必要があるとの意見が出され、有効期間を設けるとの考え方が出された。

有効期間を設けるか否かは、パブリック・コメントを踏まえて検討さ

れることとなるが、その有効期間として、どの程度の期間とするかについて、現時点で、整理することが可能であれば、整理しておくことも考えられる。

ウ 任意後見契約のその他終了事由

5 (ア) 目的達成

代理権の目的を達成した場合において、目的を達成したことを終了事由とすべきとの意見があった。

10 もっとも、部会においては、委任契約について、明文規定はないものの、委任契約の目的を達成した場合には当該委任契約は終了するのではないかとの指摘があった。

このような指摘を前提とすると、任意後見契約が委任契約の一種であることから、任意後見契約も目的を達成した場合には当然に終了すると考えられる。

15 その上で、一般の委任契約については規定がないが、任意後見契約について規定を設けることの意味などについて整理することが考えられる。

(イ) 任意後見契約において定めた事由

20 任意後見契約は、委任契約の一種であることから、当事者の合意によって終了事由を設定することができる。例えば、任意後見人（任意後見受任者）が専門職で、所属の団体から懲戒処分を受けた場合等を終了事由として合意することが考えられる。

(ロ) 解任の申立権者

25 仮に、任意後見監督人の選任を必須とせず、かつ家庭裁判所による職権の解任を認める場合には、申立権者の親族の範囲を狭める考え方が出されているようにも思われる。他方で、法定後見と同様の規律であることからすれば、任意後見制度のみを狭める必要はないとの考え方もあり得ると思われる。

(エ) その他終了事由

30 任意後見制度と法定後見制度が併存を認める仕組みとする場合において、法定後見のみを利用することが本人の保護に資するときを終了事由とするとの考え方も出されているように思われる。

35 この考え方は、任意後見契約で付与した代理権と法定後見で設定された代理権の範囲が重なるケースを想定していると思われるが、このようなケースでは、任意後見人を解任することで対応することができるように思われる。

なお、終了事由の要件として、任意後見契約の代理権と法定後見で

設定された代理権が重複することを要件とするのは、要件の認定において困難なケースが生ずるように思われ、適切な要件であるかについて慎重な検討が必要であると思われる。

その他、任意後見監督人の選任が必須とされない場合には、任意後見監督終了の審判をすること、本人の判断能力が回復した場合を終了事由とすることなどを含め、終了事由について整理することの可否について検討することが考えられる。

7 任意後見監督の在り方

(1) 総論

部会において、任意後見監督人を前提としながら、任意後見監督人の選任、監督の範囲及びその報酬について、本人の意思を尊重できる制度の在り方を検討する必要があるとの意見が出された。

このような意見を踏まえ、中間試案の第5の1(1)(注)には次の記載がされている。

(注) 本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方に関して、そのような制度の内容、制度を実現する必要な環境整備の内容なども含めて検討すべきであるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

(2) 現行法の規律

ア 監督の主体

任意後見人の事務の監督の主体に関して、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する(任意後見契約法第4条第1項)。任意後見監督人を選任するには、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無(任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人との利害関係の有無)、本人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない(任意後見契約法第7条第4項、民法第843条第4項)。

イ 監督の内容

任意後見人の事務の監督の具体的な内容に関して、任意後見監督人は、任意後見人の事務に関して家庭裁判所に定期的な報告を行うとともに(任意後見契約法第7条第1項第2号)、随時、任意後見人に対してその事務の報告を求め、又はその事務若しくは本人の財産の状況を

調査することができる（同法第7条第2項）。

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対して報告を求め、調査を命じ、その他必要な処分を命ずることができる（任意後見契約法第7条第3項）。

5 そして、任意後見人に不正な行為などその任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人等の申立てにより、任意後見人を解任することができる（任意後見契約法第8条）。

10 なお、監督の対象となる「任意後見人の事務」は、代理権付与の対象とされた法律行為（代理権を行うべき事務）である（任意後見契約法第6条、第2条第1号参照）。

ウ 報酬

家庭裁判所は、任意後見監督人及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を任意後見監督人に与えることができる（任意後見契約法第7条第4項、民法第862条）。

15 (3) 本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方を検討するとの考え方

ア 部会における意見

20 部会においては、例えば、行政機関の認可や認証等により一定の資格付けを受けた法人又は個人等、一定の任意後見監督人候補者のリストを作成し本人が任意後見契約締結時に、そのリストに登載された者との間で任意後見監督人となることや監督の在り方、報酬を合意し、本人の判断能力が低下して任意後見人の事務の監督を開始する審判をする際に、家庭裁判所において特に問題がなければ本人が合意した任意後見監督人となるべき者を任意後見監督人に選任する方法など、任意後見人の事務の監督に対する本人の意向を尊重することができるような制度の在り方について検討すべきであるとの意見が出された。この意見に関しては、必要な環境整備などを踏まえた実現可能性については慎重に検討すべきであると思われる上、以下の点について更に整理する必要がある。

30 イ 任意後見監督人となる者との合意

任意後見監督人になることの合意については、本人、任意後見人受任者及び任意後見監督人となる者の三者間の契約（合意）を任意後見契約の公正証書においてする必要があると思われる。

35 なお、対象としてはどのような事案を想定しているのかについても整理しておく必要があると思われる。例えば、任意後見受任者（任意後見人）に専門職がなる事案において、その専門職が所属する団体等が任

意後見監督人になることが考えられるが、それ以外においても任意後見受任者（任意後見人）が専門職以外の本人の親族の事案においても利用されることを想定しているのかについても整理する必要があると思われる。

5 ウ 監督の在り方

本人が監督の在り方について、一定の範囲に限定した監督を希望することが考えられる。この場合に、任意後見監督人の監督の範囲は、本人と合意した範囲に限られることになると思われるが、家庭裁判所による間接的な監督の範囲についても本人の希望した（任意後見監督人と合意した）範囲に限定されることになるのか、監督の範囲を限定した場合において、本人に何らかの損害が生じた場合には、任意後見監督人が責任を負う要件に違いがあるのか、仮に、任意後見監督人の監督の範囲外の事項において、任意後見人に解任事由があった場合に、任意後見監督人は解任の申立てをすることができるのかなどについても整理する必要があると思われる。

15

エ 家庭裁判所との関係

本人と任意後見監督人となる者の間に任意後見監督人になる旨の合意がある場合には、当該任意後見監督人の地位は合意に基づくものであると整理することも可能であるように思われる。もっとも、現行法の規律を踏まえると、家庭裁判所が改めて任意後見監督人を選任する必要があるとも考えられ、その点について整理する必要があると思われる。

20

仮に、家庭裁判所が改めて選任する必要があるとする場合には、当該合意は、選任の際の本人の意向として考慮することで足りるのかを整理する必要がある。なお、考慮することでは足りず、家庭裁判所が当該合意に拘束されるところについては、慎重な検討が必要であるように思われる。

25

また、報酬についても合意に基づいて支払われるものとして整理することが可能であるように思われる。もっとも、現行法の規律を踏まえると、家庭裁判所が改めて報酬付与の審判をする必要があるとも考えられ、その点について整理する必要があると思われる。

30

仮に、家庭裁判所が改めて報酬付与の審判をする必要があるとする場合には、当該報酬額の合意をその他の事情と考慮すれば足りるのかを整理する必要がある。なお、考慮することでは足りず、家庭裁判所が当該合意の額に拘束されるところについては、慎重な検討が必要であるように思われる。

35